

平成 18 年 5 月 29 日

各 位

会社名 機動建設工業株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 桐野誠和
(コード番号:1774 大証2部)
問合せ先 専務取締役統轄本部長 川上耕司
電話番号 06-6458-5461(代)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 29 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス体制の構築・推進ならびに統括を行うため、「コンプライアンス委員会」を設置する。

コンプライアンス体制の構築・推進については、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員がその精神を理解して業務運営にあたるよう、研修等を通じてこれを徹底する。

- (2) 相談・報告体制を設け、全役職員は、コンプライアンスに抵触する恐れのある行為を知った場合、コンプライアンス委員会の相談窓口に報告しなければならないと定める。会社は、報告・相談内容を秘守し、相談者に対して、不利益な扱いを行わない。

- (3) 独占禁止法及び刑法（競売入札妨害罪、談合罪等）その他関連法規の遵守徹底を図るため、全店の部長職以上の役職者に対し、「独占禁止法及び刑法（競売入札妨害罪、談合罪等）その他関連法規を自ら厳守するとともに業務上その指揮命令下にある職員をして厳守せしめる旨」の誓約書の提出を義務付ける。本人はもとより部下が違反した場合であっても、その上司を含めて厳正に対処・処分する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営上の重要な意思決定事項に関し、「取締役会規程」や「経営会議規程」等により決裁権限を明確化する。
- (2) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的状況の監視及び全社的対応は監査室が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営会議

代表取締役を中心とし、取締役及び執行役員をメンバーとする経営会議で、業務上の重要事項について討議し、経営判断に際しての多面的な検証と迅速な意思決定を実現する。

(2) 執行役員制度

取締役の他、業務執行に専念する執行役員を設けることにより、効率的な業務執行を実現する。

5. 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社およびグループ各社における内部統制の確立を目指し、当社グループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けると共に、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- (2) 当社取締役、グループ各社の社長は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- (3) 当社の監査室は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役会等に報告し、取締役会等は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議においてその担当する業務の執行状況の報告を行う。
上記のほか、監査役は、取締役に対し、いつでも、経営上の重要な事実の報告を求めることができる。
- (2) 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、会社に対処すべき課題等、経営上の諸問題について意見を交換する。
- (3) 上記のほか、監査役は取締役に対して監査役の監査が実効的に行われるための環境整備を図るよう要請することができる。

以 上